

令和2年度 横浜市栄公会堂「さんぽみち」におけるコミュニティカフェ運営業務仕様書

1 目的

本事業は、横浜市栄公会堂地下1階にある区民利用スペース「さんぽみち」を、カフェ機能を有する区民の憩いの場、また多世代交流や地域交流の場として、更なる活性化を図ることを目的とする。

2 施設概要

- (1) 実施場所：横浜市栄公会堂（栄区桂町 279-29）地下1階の一部
- (2) 開館時間：午前9時から午後10時まで
- (3) 休館日：原則毎月第3月曜日（祝日の場合はその翌日）。年末年始（12月30日から1月3日まで）
- (4) 指定管理者：横浜市体育協会、株式会社ケイミックスパブリックビジネス、さかえ区民活動支援協会グループ

3 業務内容

- (1) 「さんぽみち」における喫茶・軽食・物販コーナーの営業
- (2) 区民憩いの場、多世代交流・地域交流の場として活用するための各種事業の企画・実施

4 事業期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

5 運営開始時期

運営開始は6月末を期限とし、具体的な日にちについては栄区及び施設管理者と協議のうえ決定する。また、事業者が決定してから運営開始までは準備期間とし、運営に係る条件について疑義が生じた場合はこの期間内に栄区及び施設管理者と協議のうえ解消すること。

6 カフェ営業条件

(1) 施設利用の位置づけ

事業者は、栄公会堂の施設利用者としての位置づけで本事業を実施するものとする。

(2) 使用場所

横浜市栄公会堂地下1階「さんぽみち」のスペースのうち、事業者が通常営業時に使用する場所は厨房、バックヤード及び観覧スペースとする（別紙参照）。また、各種事業の企画等で観覧スペース及びギャラリーを使用するものとする。

なお、観覧スペース及びギャラリーは施設管理者の管理する区民利用スペースであり、下記の曜日においては区民団体等（以下、「さんぽみち利用者」という。）が当該スペースを利用予約のうえ活動する場合がある。

- ・観覧スペース…毎週日曜日、水曜日及び第2・第4木曜日
- ・ギャラリー……毎日

なお、事業者が各種事業で観覧スペース及びギャラリースペースを使用する場合は、さんぽみち利用者による予約状況を事業者が施設管理者に確認したうえで企画するものとする。

(3) 店舗名称

提案書にて提案すること。

(4) 営業日及び営業時間

営業日及び営業時間は、施設の開館日及び開館時間の中で提案し、栄区及び施設管理者と協議のうえ決定する。営業日は週3日以上とする。なお、提案にあたっては必要に応じて「6(2) 使用場所」を参考にすること。

(5) 調理

ガス・電気コンロ等は使用できないため、IHコンロや電子レンジ、オーブントースター等で行うものとする。

(6) 提供メニュー

事業者が提供するメニュー及び販売物品は、施設利用者のニーズを把握し、地産地消など地域の活性化に寄与するよう努めるものとする。但し、アルコール、タバコ等区が適当でないと認める物品の販売は禁止する。

(7) 各種事業の企画・実施

事業者は、本事業の目的を達成するため、観覧スペース及びギャラリーを活用して、各種イベント、催事、演奏会、講座等を企画し、月2回以上実施すること。但し、横浜市市民協働条例第5条各号に掲げている活動については不可とする。なお、区民や地域団体による持ち込み企画については、上記の回数に含めることができる。

(8) 営業許可等の申請

食品衛生法等関係法令上必要となる申請・届出等については、事業者が自らの負担により行うものとする。

(9) 衛生管理

事業者は、衛生管理に十分注意を払うとともに、食品衛生上の問題のうち事業者に起因するものについては事業者の負担と責任において対処するものとする。

(10) 屋外の使用

事業者が屋外テラスを使用する場合は、事前に区の許可を得たうえで、区が施設管理者に利用申請を行うものとする。

(11) 区役所側の出入口（階段）

営業時間のうち日中は利用可能とする。

(12) 営業終了後の清掃及び防火確認等

事業者は、営業終了後は、使用したスペースの清掃を行い、防火確認を行うとともに、厨房、バックヤード及び区役所側の出入口の門扉を施錠するものとする。

(13) 厨房設備及び備品等

栄区が設置した食器棚、流し台、手洗い台、冷凍冷蔵庫（コールドテーブル）、製氷機を使用することができる。上記以外で必要となる備品・消耗品等については、事業者で準備するものとする。

(14) 原状回復等

令和3年3月31日までに契約期間前の状態に回復して返還すること。なお、事業期間終了前に契約が解除されたときも同様とする。但し、栄区が認めた場合はこの限りではない。

7 さんぽみち利用者との調整

事業者は、さんぽみち利用者については、従来通りの活動が行えるよう最大限配慮し、利用者と協力、連携のうえ良好な関係を築くこと。

8 施設使用料ほか経費負担

(1) 施設利用料金

本事業における栄公会堂の施設利用料金は全額免除とする。

(2) 光熱水費

光熱水費は施設管理者が一括して支払う。そのうち事業者の使用分については、事業者が施設管理者に対し支払うものとする。

(3) 電話及びインターネット

事業者は、固定電話（外線）又は事務用に使用するインターネットを使用したい場合は、電気通信事業者等と直接契約すること。

(4) 廃棄物処理

事業者は、ごみ収集に関し、横浜市の有料事業系ごみ収集の規程に従い処理すること。

(5) 駐車場

事業者が事業用に使用する場合、3台まで利用時間無料とする。ただし、あらかじめ駐車場所を確保することはできない。

9 使用上の制限等は、次の各号のとおりとする。

(1) 使用上の制限

事業者が利用施設を本事業以外の用途に使用し、また、他の者に使用させることは禁止する。

(2) 委託等の制限

事業者が本事業の全部を第三者に委託することは禁止する。

(3) 施設及び内装

事業者が施設及び内装を改修することは認めない。

(4) 電気

厨房には100Aが2系統あるが、現状自動販売機を含む各種設備と共用しているため、事業者が利用可能な使用量については、別途事業者、栄区及び施設管理者で協議すること。

(5) 火気

事業者が施設内で火気を使用することは禁止する。火気とは、裸火そのものの使用のみならず、火の気を発生させる恐れのある行為も含む。

10 営業の報告

事業者は、毎月の収支状況及び来場者数を翌月10日までに栄区に報告すること。また、その他に栄区及び施設管理者から運営状況等について報告の求めがあった場合は、速やかに対応すること。

11 その他

その他責務等については、次の各号のとおりとする。

(1) 事故等の対処

コミュニティカフェの営業において発生した事故等については、事業者の責任と負担において対処するものとし、事業者は栄区に遅滞なく報告を行うとともに、施設管理者に情報共有を行うものとする。

(2) 事業費補助

栄区は、本事業に要する事業者の費用について一切の補助、助成は行わない。また、栄区は、事業者が本事業について他区、本市を含む地方公共団体、国及び公益法人からの補助、助成を受けることも認めない。

(3) 損害の補填

事業者が火災、自然災害等により損害を被った場合、栄区は補填をしない。

(4) 撤退

事業者は、使用期間の満了等により施設からの撤退を要するときは、栄区の指示に従い速やかに撤退しなければならない。また、事業者は本事業において、継続し難いやむを得ない事由が発生した場合は、撤退の2か月前までに書面で栄区に申入れを行い、撤退することができる。

(5) その他

その他本事業の実施に関し疑義が生じた場合は、栄区及び施設管理者と協議し決定すること。

- ・さんぽみち…観覧スペース、ギャラリー、厨房、バックヤード
- ・コミュニティカフェが通常営業時に使用する場所…観覧スペース、厨房、バックヤード

